

食安検発0524第3号  
平成22年5月24日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長  
(公印省略)

### オーストラリア産大麦の取扱いについて

標記については、平成20年6月10日付け食安検発第0610001号「オーストラリア産大麦の取扱いについて」により、計画輸入の対象品目として取り扱わないこととしたところです。

今般、当該食品についてモニタリング検査強化が解除されたことから、食品衛生法施行規則第32条第4項各号のいずれにも該当するおそれがないと判断されるので、当該通知を廃止することとします。

各検疫所においては、昭和61年3月31日付け衛検第91号に基づきその旨を公示するとともに、輸入者あて通知されるようお願いいたします。